

「源泉徴収票不交付の届出書」を提出される前に、ご確認ください。

勤務先から支給されたのは、雇用契約に基づく給与ですか

※ 所得区分: [タックスアンサーNo.1300](#)

いいえ

例えば、請負契約に基づく報酬など、雇用契約に基づく給与でない場合、給与所得の源泉徴収票は発行されません

はい

給与所得の源泉徴収票が交付される期限を経過していますか

・中途退職は退職後1月  
・上記以外は翌年1月31日

いいえ

勤務先での事務手続中のあるため、しばらくお待ちいただくか、勤務先へ交付時期をお問い合わせください

はい

一度交付を受けた給与所得の源泉徴収票の再発行を求めるものではないですか

いいえ

給与所得の源泉徴収票の再発行を求める手続ではありませんので、ご自身で勤務先に対し、再発行を依頼してください

はい

これまでに、勤務先に対して、給与所得の源泉徴収票の交付を求めていますか

いいえ

勤務先での事務手続中のあるため、ご自身で勤務先に対し、交付を求めてください

はい

交付を受けられない場合

### 「源泉徴収票不交付の届出書」の提出

#### 【添付書類】

- ・ 給与支払明細書が保存されている場合は、給与支払明細書の写し
- ・ 勤務先に対して、源泉徴収票の交付を求めたことが分かる書類等(※)

※ 交付を求める方法は、勤務先と直接面接する、電話する、文書を送付するなどいずれの方法でも可能ですが、以下の内容をメモ等に残してください。

- ① いつ(交付を求めた日時)
- ② どこで(交付を求めた場所)
- ③ 誰に(相手方の対応者)
- ④ どのような方法(面接、電話等)
- ⑤ どのようなやりとりをしたか(相手はどのような回答をしたか)

### 「源泉徴収票不交付の届出書」についての留意事項

- ・ 届出書の提出を受けた後、税務署から勤務先に対して源泉徴収票を交付するよう行政指導を行います。なお、行政指導には法律上の拘束力はなく、相手方の自主的な協力を前提としています。
- ・ 届出書を提出した後も、ご自身でも継続して勤務先に対し交付を求めてください。